

# 市大関連3労組合同ニュース

名古屋市立大学教職員組合／名古屋市立病院職員労働組合／自治労名古屋市病院労働組合

第9号 2021年7月21日発行 共同デスク；名古屋市立大学教職員組合書記局（☎ 853-8026）

## 新型コロナウイルス感染症流行に伴う結婚休暇・リフレッシュ休暇の取得可能期間の延長が決まりました！

名古屋市労連は、7月15日の常駐者交渉にて「結婚休暇」を1年再延長し令和5年3月31日まで、「リフレッシュ休暇」（長期勤続者休務措置・定年時生涯設計支援措置）を令和4年9月30日まで取得可能とさせました。



対象の職員は以下の通りです

### 結婚休暇：

挙式の日、婚姻届を提出する日又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情となる日のいずれか最も早い日（以下「結婚の日」という。）の5日前の日の翌日から起算して1年を経過する日が令和2年3月1日から令和5年3月31日までの間にある職員の結婚休暇の取得可能期間については、結婚の日の5日前の日から令和5年3月31日までとする。（※下表参照）

### 長期勤続者休務措置・定年時生涯設計支援措置：

令和3年度に長期勤続者休務措置及び定年時生涯設計支援措置の対象となる職員のうち、令和3年度に引き続いて令和4年度に職員（再任用職員を含む。）である者については、当該措置の適用を令和4年9月30日まで延長する。

※結婚休暇についての参照

結婚の日 (事実発生日)	結婚の日の5日前	結婚の日の5日前の日の翌日から起算して1年を経過する日	特例の対象
H31.3.5	H31.2.28	R2.2.28	×
H31.3.6	H31.3.1	R2.3.1	○
R4.4.5	R4.3.31	R5.3.31	○